

殿

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり申請します。
 なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないことを誓います。
 また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者（生計維持者）の住所及び連絡先 〒 TEL ()	申請者の氏名
--	--------

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。）

世帯の区分	<input type="checkbox"/> 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯
	<input type="checkbox"/> うち生活保護受給世帯
	<input type="checkbox"/> 家計急変世帯（理由

2 対象となる生徒

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名	姓	名					
在学する学校	名称	立	学科名	科	学年	年	組
	所在地	都道府県	市区町村				
	設置者名						
現在の学校の在学期間	学校名	立	年 月 日～	学校の種類・課程・学科	在学中に専攻科給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
過去の学校の在学期間	学校名	立	年 月 日～	学校の種類・課程・学科	在学中に専攻科給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

3 世帯の収入の状況（（1）～（4）のうち、該当するものにチェックしてください。）

（1）次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 父母2名分
②	<input type="checkbox"/> 父母1名分 ・離婚、死別等により父母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・父母が存在しない場合 ・主たる生計維持者が存在する場合 等
④	<input type="checkbox"/> 生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受給していることが分かる証明書を提出します。

扶助を受給していることが分かる証明書

（3）生計維持者（生計維持者が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を提出します。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類

4 その他の確認事項（該当することを確認した上でチェックしてください。）

当該生徒について、自治体から児童福祉法の規定による措置（見学旅行費又は特別育成費）を受けていません。（母子生活支援施設の生徒は、支弁対象の場合であっても措置を受けていないこととして取り扱う。）

他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の給付額を超えません。

青森県以外の都道府県に高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の申請は行っていません。

5 専攻科給付金の振込先口座

申請者の口座	銀行	店所	支店番号		
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 (右詰め)	フリガナ	口座名義		

記入上の注意

日付

右上の日付は、当該年度の「7月1日」以降の日としてください。
ただし、新入生に対する前倒し又は家計急変に係る申請については、提出日としてください。

1 世帯の区分

① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

7月1日現在、本年度分の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。

② 生活保護受給世帯

7月1日現在、生活保護法の規定による扶助を受けている世帯であること。

③ 家計急変世帯

次の要件の全てに該当する世帯をいいます。

- ・ 家計急変による経済的理由から、生計維持者が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯であること。
- ・ 生活保護受給世帯ではないこと。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる高等学校等専攻科に入学する者がこの入学日に入学しているときは、「7月1日」を「入学の日」と読み替えてください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

2 対象となる公立高等学校等専攻科生徒

申請の対象となる公立高等学校等専攻科生徒について、7月1日現在の状況を記入してください。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる高等学校等専攻科に入学する者がこの入学日に入学しているときは、「7月1日」を「入学の日」と読み替えてください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、基準日である「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

3 世帯の収入の状況

ア (1)に該当する場合は、生計維持者(当該生計維持者が2人以上いるときは、その全員)の個人番号カードの写し等又は本年度(新入生に対する前倒し給付を希望する場合は、前年度)の課税証明書若しくは非課税証明書を提出してください。

イ (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の個人番号カードの写し等又は課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、父母の個人番号カードの写し等又は課税証明書を提出できない場合」は、(1)③及び④に含みます。

ウ (2)に該当する場合は、生活保護受給証明書など道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できる書類を提出してください。

エ (3)に該当する場合は、生計維持者(当該生計維持者が2人以上いるときはその全員)の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)を提出してください。

オ 生計維持者とは、

①生徒(②の場合を除く。)に父母がいる場合

当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず父母がいる場合は父母(2名)。ひとり親等の場合は父又は母のみ)

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(a)～(d)に掲げる者である場合

当該生徒又は当該生徒に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

(a) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(b) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(c) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(d) (b)又は(c)に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

カ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年6月改正前の規定による保護者等」とします。

4 その他の確認事項

該当することを確認した上でチェックしてください。

5 専攻科給付金の振込先口座

ア 専攻科給付金の振込先は、申請者の名義の口座としてください。

イ 申請の対象となる生徒が2人以上いるときの当該給付金の振込先は、同一の口座としてください。

ウ 振込先の口座の口座番号、口座名義人がわかるよう、通帳の写しを提出してください。

[個人番号カードの写し等による手続に係る留意事項]

ア 教育長等が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。

イ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。